横浜市記者発表資料



令和元年 12 月 12 日 財 政 局 税 制 課 政策局大都市制度推進課

(※指定都市市長会同時発表)

令和2年度与党税制改正大綱に係る 指定都市市長会会長談話について

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。 このことについて、指定都市市長会会長である林 文子 横浜市長が会長談話を発出 しましたので、お知らせします。

【林 文子(横浜市長)指定都市市長会会長談話】

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、「未婚のひとり親に対する税制上の措置」として寡婦(寡夫)控除が適用されることとなりました。これまで指定都市市長会が求めてきた、ひとり親家庭の支援策の拡充・強化であり、未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立につながるものです。

そして、「所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応」として、指定都市市長会が求めていた「現に所有している者」の申告が制度 化されました。これにより、相続機会が増加している中で、課税の公平性を 図り、所有者情報を円滑に把握することができるようになります。また、貴 重な財源である「ゴルフ場利用税」については、現行制度が堅持されました。 関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

日本経済の再生と地方創生等に向けて、圏域の中枢都市である指定都市が その役割をしっかりと果たせるよう、今後も、大都市特有の財政需要に対応 した都市税源の拡充強化を求めてまいります。

> 令和元年 12 月 12 日 指定都市市長会会長

> > 林 文子

| お | お問合せ先 | | |
|--------------|-------|------------------|--|
| 財政局税制課長 | 大塚 貴司 | Tel 045-671-2188 | |
| 政策局大都市制度推進課長 | 高橋 佐織 | Tel 045-671-4323 | |